

# (第4次)小田原市一般廃棄物処理基本計画の策定について

## 1 背景

### (1) これまでの経緯

小田原市一般廃棄物処理基本計画は、長期的視点に立った本市の一般廃棄物処理の基本方針となる計画です。

本市では、平成13年度に(第1次)小田原市一般廃棄物処理基本計画を、平成19年度に(第2次)小田原市一般廃棄物処理基本計画を策定しました。

平成25年度に策定した(第3次)小田原市一般廃棄物処理基本計画では、「省資源・循環型社会を目指したまちづくりの推進」という基本方針のもと、その目標達成に向け取り組んでいるところです。

現行の第3次計画は、令和元年度をもって6年間の計画期間が終了することから、この間の社会経済情勢の変化に対応した(第4次)小田原市一般廃棄物処理基本計画を策定するものです。

### (2) (第4次)小田原市一般廃棄物処理基本計画策定の根拠となる法令

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第6条第1項

## 2 計画の期間

令和2年度(2020年度)から令和11年度(2029年度)まで(10年間)

## 3 計画の構成

ごみの発生・排出抑制、資源化などを定めるごみ処理計画と、生活雑排水やし尿などの処理・処分などを定める生活排水処理計画で構成しています。

### ア 第1章 一般廃棄物処理基本計画とは

計画の目的、計画の位置づけ、計画の期間

### イ 第2章 ごみ処理計画

ごみ処理の基本方針、市民・事業者・行政の協働と役割、ごみ処理の現状や課題、ごみ排出量の将来予測、ごみの減量化・資源化の数値目標、ごみ処理の基本方針に基づく施策、ごみ処理広域化との関係

### ウ 第3章 生活排水処理計画

生活排水処理の基本方針、市民・事業者・行政の協働と役割、水環境・生活排水処理等の現状と課題、生活排水処理別人口・生活排水処理率の予測、基本方針に基づく施策

### エ 第4章 一般廃棄物処理基本計画の推進体制と進行管理

計画の推進体制、計画の進行管理

## 4 数値目標

指 標	現状値	目標年度	目 標
①家庭ごみにおける1人1日当たりの燃せるごみ排出量（g）	509	令和6年度	484
		令和11年度	459
②事業ごみ排出量（t／年）	15,762	令和6年度	15,907
		令和11年度	15,762
③資源化率（ごみ排出量に占める資源化量の割合）（%）	24.6	令和6年度	24.9
		令和11年度	25.3
④焼却灰の資源化率（焼却灰の量に占める焼却灰資源化量の割合）（%）	6.2	令和6年度	16.1
		令和11年度	26.4
⑤生活排水処理率（%）	87.6	令和7年度	94.3
		令和12年度	100.0

※現状値は、①～④が平成30年度実績、⑤が平成28年度実績

生活排水処理率＝（合併処理浄化槽人口＋下水道処理区域内人口）÷行政人口

## 5 主に取り組む事項

新たな計画において主に取り組む事項は、次のとおりです。

### ア 引き続き取り組む事項

- （ア）増加傾向にある事業系ごみの減量化
- （イ）燃せるごみの約4割を占める紙・布類の更なる分別徹底
- （ウ）生活排水処理におけるくみ取り便槽や単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換の促進

### イ 新たに取り組む事項

- （ア）せん定枝類の資源化に向けた方策の検討
- （イ）全国的にも機運が高まっている食品ロス削減に向けた施策の強化
- （ウ）使い捨てプラスチックの使用削減

## 6 策定スケジュール

平成31年（2019年）3月	市から環境審議会へ諮問
平成31年（2019年）4月 ～令和元年（2019年）12月	検討部会における検討 環境審議会における審議
令和元年（2019年）12月	市議会への報告
令和元年（2019年）12月中旬 ～令和2年（2020年）1月中旬	パブリックコメントの実施
令和2年（2020年）2月 令和2年（2020年）3月	環境審議会から市へ答申 （第4次）小田原市一般廃棄物処理基本 計画の決定